

議案第 27 号

伊賀市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正について

伊賀市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を次のとおり改正しようとする。

平成 31 年 2 月 26 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例

伊賀市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（平成 16 年伊賀市条例第 43 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「6 か月」を「1 年」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の前日にした地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 29 条第 1 項各号のいずれかに該当する行為（以下「行為」という。）に係る停職の処分については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の前日の行為及び同日以後の行為に係る一の停職の処分については、前項の規定にかかわらず、改正後の伊賀市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例第 4 条第 1 項の規定を適用する。